

Q63 知的障害者が、知人の紹介で消費者金融から無理な借り入れをさせられ、月々の収入を上回る返済額になり、負債総額は2500万円に達しました。このような場合どう対応すべきでしょう。

知的障害者が、経済的に破たんする例が相次いでいます。しかも、融資されたお金をだまし取られたり、事情をのみ込めないまま借金を重ね、深刻な事態を招いています。酷いケースでは全く覚えがないのに多額の負債を負い自宅を失ったケースすらあります。障害者に配慮しない金融業者の姿勢も、被害拡大の一因になっています。多くの金融業者は、借り手の能力や意思を確認せずに融資します。自動契約機を使えば人と対面せず金を手にもすることもでき、相手の能力をはかるすべもありません。こうしたずさんな審査がまかり通っており、業者はガイドラインを持っておらず、知的障害者は極めて危険な状態にあります。反面、大手消費者金融は仕事のない老人と知的障害者には、融資を慎重にするのが常識だが、明文化すると逆差別になり、対応は難しいといえます。また、悪質な雇い主が、消費者金融などで借りさせピンハネするケースもあります。それ以外にも、友達や親類が借金をそそのかすことが少なくありません。

知的障害者は人間関係で孤立していることが多く、やさしくされると言うがままで、金を巻き上げられてしまうことがあります。障害者は「小遣いをくれるので良い人」と思っており、被害の認識すら持てません。また、借用証もないのでいくら取られたかわからない、など被害額を特定することが困難な場合もままあります。債権者に対する取引経過の照会などの回答をより注意深く検討する必要があります。両親などの保護者に事情を聞いてみることもときには必要です。

しかし、こうしたケースでも、知的障害者は被害者の立場にあるのですから、できる限り自己破産の方法を避け、知的障害者の契約能力の有無を争ったり、錯誤無効などの主張をおこなうなど支払義務の不存在の方向で交渉等すべきでしょう。ただ、その場合でも、実際に借りた元金の返還が必要になるので、騙した知人等からの取戻しを検討する必要があります。知的障害者自身が全く借入の意味を理解せず、しかも、大部分のお金が知人に流れているなどの場合には、真実の借主は知人だという方向での主張が考えられるかもしれません。

自己破産以外に方法がない場合には、次の点に注意すべきです。

まず、知的障害者の場合は、一見浪費のように思える場合が少なくありません。しかし、その場合でも知的障害者が置かれた状況を十分に担当裁判官に理解してもらおうよう努力すべきで、安易に浪費という判断をされないよう注意すべきです。